

第 24 回御嵩町農業委員会会議録	
1、招集年月日	令和 7 年 7 月 3 日
2、招集場所	御嵩町役場 2 階 第 1 委員会室
3、開会	午前 9 時 00 分
4、会議に付された件名	
議第 77 号	農地法第 5 条第 1 項の規定による権利移動を伴う農地転用申請に対する意見について
議第 78 号	農地法第 3 条第 1 項の規定による権利移動を伴う申請に対する許可について
報第 26 号	農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出について
5、事務局	事務局 長 大久保嘉博 書 記 宮 内 一 成
6、会議録署名者	9 番 伊佐次 純子 委員 10 番 加納 恒明 委員
7、欠席委員	1 番 水野 宏治 委員
会 長	ただ今この出席委員は、農業委員 13 名、農地利用最適化推進委員 4 名で定足数に達していますので、これより第 24 回御嵩町農業委員会を開会します。本日、1 番 水野 宏治 委員から欠席の届が出ておりますので、報告いたします。 会議録署名者に、9 番 伊佐次 純子 委員、10 番 加納 恒明 委員を指名します。 それでは議題 77 号農地法第 5 条第 1 項の規定による権利移動を伴う農地転用申請に対する意見について、を議題とします。事務局より朗読願います。
事務局	2 ページをご覧ください。議第 77 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による権利移動を伴う農地転用申請に対する意見について、別表のとおり農地法第 5 条第 1 項の規定により申請があったので、委員会の意見を求めるものとする。3 ページをご覧ください。 (議案書 3 ページ朗読) 別添資料は 1 ページから 22 ページをご覧ください。以上です。
会 長	事務局からの朗読が終わりましたのでこれより審議に入ります。1 号事案について 14 番 奥村 俊雄委員 説明願います。
14 番 奥村 俊雄委員	14 番奥村です。1 号事案について説明します。 事務局より説明がありました箇所は省略します。資料 5－1 をご覧ください。

	申請地の場所は、御嵩町上之郷公民館から西へ550m程のところ です。 転用の目的は、次のとおりです。 借人は、現在住んでいる住宅の老朽化かつ国道に面しているので騒音等が有るため、息子所有の申請地に新たな住宅を建てて快適な住居環境にしたいと申請に至りました。 貸人は、母に平屋のフラットで安心安全な生活をしてもらうため承認しました。 利用期間は、許可日から30年以降更新です。 資金調達は、土地造成費、建築費に対し全額自己資金により調達します。 申請地の東側は宅地、西側は道路、南側は宅地、北側は田です。 申請地の周辺境界には、新規コンクリートブロック壁を施工し、土砂等の流出の無いようにします。 雨水は、浸透枳により地下浸透と南側貸人所有地内の側溝を経て道路側溝へ流水させます。汚水は下水道へ接続します。 転用に際し、流水など付近に迷惑にならないように十分注意して事業を進めます。 万一問題が生じた場合は、申請人において解決するとのことです。 許可申請書、土地の登記記録全部事項証明書、土地台帳附属地図、土地利用計画図、誓約書、預金口座情報、隣地承諾書、代替地検討書、委任状を確認しました。 転用によって生ずる付近の土地の概要については、6月16日事前説明、6月26日現地確認により行いました。 以上から1号事案の申請内容に問題はないと思います。皆さんの審議をお願いします。
会 長	質疑に入ります。質疑ありますか。 質疑がないようですので、事務局は補足説明がありますか。
事務局次長	申請地の農地区分につきましては、10ヘクタールの農地が連担していることから、第1種農地に位置付けられます。第1種農地に位置付けられている農地については原則転用不可ですが、今回は例外規定の中の「集落接続」に該当するため、許可の見込みがあります。以上です。
会 長	採決に入ります。1号事案について、適当と認める方は挙手願います。 挙手全員であります。よって、1号事案は適当と認め進達します。 次に2号事案について7番 山本 康彦委員 説明願います。
7番 山本 康彦委員	7番山本です。2号事案の説明を行います。事務局より朗読のあった部分については、省略します。資料の5-2、5ページから9

	ページをご覧ください。 申請地の場所は、国道 21 号バイパス長岡交差点より南に 500m 工業団地交差点の信号の手前の所です。 転用目的は、一般個人住宅。権利を設定し、又は移転しようとする理由は次のとおりです。 譲受人 2 名は、現在可児市の借家で生活していますが、将来のことを考え戸建て住宅の建設を検討していました。 譲渡人は、申請地での耕作を行っておらず、放作の状態が長らく続いており、今後も耕作を再開する見込みが無いいため売却することにされました。 事業の操業期間又は施設の利用期間は、許可日から永年です。 資金調達については、土地取得費・造成費・建設費・住宅用倉庫合わせて 35,000,000 円全て借入で行います。 転用によって生ずる付近の土地・建物・家畜等の被害の防除施設の概要は、申請地の北側は公衆用道路・宅地、東側は山林、西側は公衆用道路、南側は畑。雨水は道路側溝に接続し汚水は下水道に接続します。 申請地周辺には、コンクリートブロックを設置し土砂等の流出がないようにいたします。万が一周辺に被害を及ぼした場合には自己責任で解決されます。 添付書類は委任状・住民票・誓約書・隣地承諾書・融資に関する通知書・土地の登記記録・全部事項証明書・土地台帳附属地図・土地利用計画図を確認しました。 申請者は、御嵩地区の土地で 4 カ所の候補地を設定し検討しましたが、条件に合う土地が今回の申請地となりました。 6 月 18 日事前説明、6 月 26 日現地確認を行いました。 以上から事案の申請内容に問題はないと思います。皆さんの審議をお願いします。以上です。
会 長	質疑に入ります。質疑ありますか。 質疑がないようですので、事務局は補足説明がありますか。
事務局次長	申請地の農地区分につきましては、宅地化の状況が一定の程度に達している区域に接近する区域内にある農地の区域で、その規模が 10ha 未満であるため、第 2 種農地に位置付けられます。以上です。
会 長	採決に入ります。2 号事案について、適当と認める方は挙手願います。 挙手全員であります。よって、2 号事案は適当と認め進達します。 次に 3 号事案について 13 番 中川 洋二 委員 説明願います。
13 番 中川洋二 委員	13 番 中川です。3 号事案について説明します。 事務局より説明のありました事項については省略します。資料 10～13 ページをご覧ください。

	申請地はあゆみ館より北に300m程ところです。現況は田。 権利を設定し、又は移転しようとする理由は太陽光発電施設。 詳細については、譲渡人2名は高齢で当該地の管理ができないため、譲受人は太陽光発電用地を探しており、今回売買御契約が締結したので今回の申請に至ったものとなります。 転用によって生ずる付近の概要については、北・南・西側は農地・東側は町道です、雨水は浸透枿を5か所設置し自然浸透で処理し、汚水は発生しません。盛土等を行わず整地のみでソーラーを設置し西側の一部は破碎土砂防護柵、その他の周囲は簡易フェンスを設置。侵入防止策をセンサーライト・監視カメラを2か所設置し、万が一周辺に被害を及ぼした場合は自己責任で解決するとのこと。 事業の操業期間は許可日から永年。 資金調達については全額自己資金。 申請書類については許可申請書、登記簿全部事項証明書、位置図、土地利用計画図、隣地承諾書、残高証明書、代替候補の地検討結果、誓約書、委任状、電力会社との契約書、仕様書を確認。 6月20日に譲受人の立ち合いにて事前の現地確認、6月26日に現地確認を行いました。 以上のことから、3号事案については問題ないと思います、皆さんの審議をお願いします。以上です。
会 長	質疑に入ります。質問はありますか。 質疑がないようですので、事務局は補足説明がありますか。
事務局次長	申請地の農地区分につきましては、宅地化の状況が一定の程度に達している区域に接近する区域内にある農地の区域で、その規模が10ha未満であるため、第2種農地に位置付けられます。以上です。
事務局	もう一点追加ですが、こちらの案件につきましては、現地確認の際に排水処理や防除対策の話ができました。その後、図面の修正がありまして、浸透枿が8か所に増えたことと、防除対策として土留め鋼板にて全体を囲うような形で申請図面が修正されていますのでその旨報告させていただきます。
会 長	採決に入ります。3号事案について、適当と認める方は挙手願います。 挙手全員であります。よって、3号事案は適当と認め進達します。 次に4号事案について10番 加納 恒明委員 説明願います。
10 番 加納 恒明委員	10番加納です。4号事案の説明をいたします。 事務局から朗読された事については、省略いたします。資料の14ページから18ページまでをご覧ください。 申請地の場所は、上恵土本郷南交点より西に約100mの所です。 転用の目的は分譲住宅です。権利を設定し又は移転しようとする

	理由の詳細は、譲受人は全国的に分譲住宅販売を手掛けており申請地近辺での分譲住地を探していたものです。 転用の目的に係る施設の概要は、一体利用地 279.5 m²宅地分譲 2 区画の計画です。 事業の操業期間又は施設の利用期間は許可日から永年間で。 転用することによって生ずる付近の土地の概要は北側は契約者駐車場、西側は道路、東側・南側は住宅となっています。雨水は道路側溝に接続し汚水は下水道に接続する。 申請地周囲にはコンクリートブロックを設置し土砂等の流出のないようにする。万が一周辺に被害を及ぼした場合には自己責任で解決する。 添付書類は委任状・全部事項証明書、土地利用計画図、誓約書、残高証明書、履歴事項全部証明書、宅地建物取引業者免許証、可児土地改良区意見書について確認しました。 6 月 19 日事前説明、6 月 26 日現地確認を行いました。 以上のことから 4 号事案の申請内容については、私は問題が無いと思いますが皆様の審議をお願いします。以上で説明を終わります。
会 長	質疑に入ります。質問はありますか。 質疑がないようですので、事務局は補足説明がありますか。
事務局次長	申請地の農地区分につきましては、水管、下水道管又はガス管のうち 2 種類以上が埋設されている道路の沿道の区域であって、容易にこれらの施設の便益を享受することができ、かつ申請に係る農地から概ね 500 メートル以内に 2 以上の教育施設、医療施設その他の公共施設又は公益的施設が存することから、第 3 種農地に位置付けられます。以上です。
会 長	採決に入ります。4 号事案について、適当と認める方は挙手願います。 挙手全員であります。よって、5 号事案は適当と認め進達します。 次に 5 号事案について引き続き 10 番 加納 恒明委員 説明願います。
10 番 加納 恒明委員	10 番加納です。5 号事案の説明をいたします。 事務局から朗読された事については、省略いたします。 資料の 19 ページから 22 ページまでをご覧ください。 申請地の場所は伏見郵便局より西に約 100m の所です。 転用の目的は一般個人住宅です。権利を設定し又は移転しようとする理由の詳細、使用借人は八百津町のアパートに居住しているが、使用貸人の父親の土地に住宅を建築するためです。 転用の目的に係る施設の概要は、木造平家建 1 棟カーポート 1 棟の建築面積 160.58 m²の専用住宅となっています。

	事業の操業期間又は施設利用期間は許可日から永久です。 転用することによって生ずる付近の土地の概要は、北側は住宅、東側は排水路、南側は県道、西側は町道となっています。 雨水は地面浸透及び東側の排水路へ、汚水は下水道に接続する。 万が一被害が発生した場合は、申請者の責任において解決する。 添付書類は、委任状・全部事項証明書・誓約書・ローン事前相談結果・土地利用計画図・可児土地改良区意見書について確認しました。 6月19日事前説明、6月26日現地確認を行いました。 以上のことから、5号事案の申請内容について私は問題が無いと思いますが、皆様の審議をお願いします。以上で説明を終わります。
会 長	質疑に入ります。質問はありますか。 質疑がないようですので、事務局は補足説明がありますか。
事務局長	申請地の農地区分につきましては、住宅地が連担していることから、第3種農地に位置付けられます。以上です
会 長	採決に入ります。5号事案について、適当と認める方は挙手願います。 挙手全員であります。よって、5号事案は適当と認め進達します。 次に議第78号 農地法第3条第1項の規定による権利移動を伴う申請に対する許可について。を議題とします。事務局より朗読願います。
事務局	4ページをご覧ください。議第78号 農地法第3条第1項の規定による権利移動を伴う申請に対する許可について、別表のとおり農地法第3条第1項の規定により申請があったので、委員会の許可を求めるものとする。5ページをご覧ください。 (議案書5ページ朗読) 別添資料は23ページから39ページをご覧ください。 以上です。
会 長	事務局からの朗読が終わりましたのでこれより審議に入ります。 1号事案について、7番 山本 康彦委員 説明願います。
7番 山本 康彦委員	7番山本です。1号事案の説明を行います。事務局より朗読のあった部分については、省略します。資料の3-1、23ページから30ページをご覧ください。 申請地の場所は、国道21号バイパス長岡交差点より北西に100m程の2カ所です。

	申請の目的は、所有権の移転です。権利を設定し、又は移転しようとする理由は次のとおりです。 譲受人は、私がずっと耕作管理をしていた土地であり、今後も耕作をしていくつもりです。耕作をしていく生業として名義を私にしたいと考え譲渡人に無償譲渡による贈与を申し入れました。 譲渡人は、譲受人の意向をくみ無償譲渡による贈与を承諾いたしました。周辺地域との関係については、現在の耕作状態を変更することなく、周辺の農地等に影響を及ぼすことは考えにくいので、周辺農地耕作に支障がないよう十分注意するとのことです。 添付書類は委任状・住民票・誓約書・土地の登記記録・全部事項証明書・土地台帳附属地図を確認しました。 6月25日に御嵩地区 田中 宣行推進委員と現地確認を行いました。6月30日には事務局と譲受人の耕作の意思確認を行いました。 以上から事案の申請内容に問題はないと思います。皆さんの審議をお願いします。以上です。
会 長	続いて、田中 宣行 推進委員に伺います。現地の状況など気になる点などありましたら説明願います。
田中 宣行 推進委員	御嵩地区の田中です。現地で山本委員と確認をいたしました。 現時点で作付けされており、今後も作付けされる予定という事で何ら問題はないと思います。 また、今後荒らさないようにということまでは確認をしました。以上です。
会 長	質疑に入ります。質問はありますか。 質疑がないようですので、事務局は補足説明がありますか。
事務局次長	特にありません。
会 長	採決に入ります。2号事案について、適当と認める方は挙手願います。 挙手全員であります。よって、2号事案は可決しました。 次に2号事案について2番 田中 幹三郎委員 説明願います。
2番田中幹三郎委員	2番田中です。2号事案について説明します。 事務局より朗読のありました事項については省略します。 売買による、所有権の移転です。申請人双方の移転等の理由は以下のとおりです。 「譲渡人は会社役員を務めており、業務が多忙なため耕作の時間を確保することが困難になり売却を検討していた。譲受人は耕作を行っており、また耕作を一緒に行う世帯員等（子）もいるため、申請地を購入し営農を拡大することにした。」 というものです。この説明ではよくわからないため、代理人行政書

会 長	士を通じて申請人に確認しましたところ、譲受人は建設会社の役員であり、次男さんが専業農家をされており。一方譲渡人は譲受人が役員を務める建設会社にて役員として勤務されており。そういった事情から、農地を手放したい譲渡人と、農地を購入し営農を拡大したい譲受人の利益が一致し、今回の申請に至ったとのこと。 売買の金額は 150 万円です。10 アールあたり 124 万円の計算となります。 契約の期間は永年です。許可あり次第所有権の移転を行うとのこと。作付け予定作物は水稻です。 6 月 22 日に、籠橋推進委員とともに現地にて大口行政書士から説明を受けました。 今年度は水稻の作付けは行っておりませんが、雑草の刈り払いは定期的に行われている状況です。 以上のことからわたくしは本申請内容について問題ないと思います。皆様のご審議をお願いします。 続いて、籠橋 良平 推進委員に伺います。現地の状況など気になる点などありましたら説明願います。
籠橋 良平 推進委員	はい、中地区の籠橋です。22 日に田中委員と現地確認へ行ってきました。現地は適正に管理をしていましたので問題ないと思います。以上です。
会 長	質疑に入ります。質問はありますか。 質疑がないようですので、事務局は補足説明がありますか。
事務局次長	特にありません。
会 長	採決に入ります。2 号事案について、適当と認める方は挙手願います。 挙手全員であります。よって、2 号事案は可決しました。 次に 3 号事案について 13 番 中川 洋二委員 説明願います。
13 番 中川 洋二委員	13 番 中川です。3 号事案について説明します。 事務局より説明のありました事項につきましては省略します。資料 33 頁～39 頁をご覧ください。 申請地は顔戸橋左岸側より西に 300m 程ところ。現況は田。 権利を設定し、又は移転しようとする事由の詳細は、譲渡人は年齢的に耕作の継続が困難となってきた、譲受人は申請地を無償で譲り受けて耕作し、自家消費及び将来的には知人等に分け与えるものとなります。 譲受人の農地利用状況は 1 カ月程度、申請地での耕作となります。 その他、祖父が農業をしていることもあり手伝いではあるものの農

	業を全く知らないことはないと思われます。 農機具の保有状況は管理機１台・草刈り機１台。 添付書類は申請書・位置図・現況案内図・登記簿全部事項証明書・通作図・住民票・営農計画書・誓約書・を確認しました。 ６月２２日に譲受人立ち合いで事前説明、６月２６日に籠橋推進委員と現地確認をしました。譲受人が自身中心での農業経験がないという点で心配はあるものの祖父方や母親等で教えていただける方もみえることなので、３号事案に問題はないと思います。皆さんの審議をよろしくお願いします。
会 長	続いて、籠橋 良平 推進委員に伺います。現地の状況など気になる点などありましたら説明願います。
籠橋 良平 推進委員	はい、中地区の籠橋です。２６日に中川委員と現地確認へ行ってきました。現地は適正に管理をしていましたので問題ないと思います。以上です。
会 長	質疑に入ります。質問はありますか。 質疑がないようですので、事務局は補足説明がありますか。
事務局次長	特にありません。
会 長	採決に入ります。３号事案について、適当と認める方は挙手願います。 挙手全員であります。よって、３号事案は可決しました。 次に報第２６号について事務局より報告願います。
事務局	６ページをご覧ください。報第２６号 農地法第３条の３第１項の規定による届出について。 別表のとおり農地法第３条の３第１項の規定による届出について委員会に報告するものとする。７ページをご覧ください。 (議案書７ページを朗読) 以上です。
会 長	事務局より補足説明はありますか。
事務局次長	特にありません。
会 長	事務局からの補足説明がないということですので、以上をもって報告とさせていただきます。 これをもって本日の議題は全て終了いたしました。 ありがとうございました。

以上、会議録経過をここに記載し、その相違のないことを
証するために署名する。

令和 年 月 日

会 長

9 番

10 番
